

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月9日
【会社名】	アマタホールディングス株式会社
【英訳名】	AMITA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊野 英介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町28番地
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	アマタ株式会社 取締役 経営管理本部長 清水 太郎
【最寄りの連絡場所】	アマタ株式会社 東京都千代田区三番町28番地
【電話番号】	アマタ株式会社 03(5215)8255(代表)
【事務連絡者氏名】	アマタ株式会社 取締役 経営管理本部長 清水 太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	1,288,378,828円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、アマタ株式会社(以下「アマタ」といいます。)の平成21年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,165,220株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注) 4

- (注) 1 アミタの発行済株式総数1,165,220株（平成21年7月1日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社たるアマタホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成21年7月24日に開催されたアマタの取締役会の決議（株式移転計画の承認）、平成21年8月25日に開催されたアマタの取締役会の決議（株式移転計画の変更計画書の承認）及び平成21年9月28日に開催予定のアミタの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき発行する予定です。
- 3 アミタは、当社の普通株式について、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社 証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転（以下に定義します。）により当社がアマタの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）のアミタの株主に対して、その有するアマタの普通株式1株につき1株の割合をもって割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。アマタの平成21年6月30日現在における株主資本の額（簿価）は1,288,378,828円であり、発行価額の総額のうち473,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、大阪証券取引所への上場申請（大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場により平成22年1月4日より大阪証券取引所市場ヘラクレス市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります。）について、大阪証券取引所株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です（ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第10条第3号）。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

##### 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

### 4【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 5【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

#### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

大阪証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社の普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」

(注) 2記載のテクニカル上場の方法により、大阪証券取引所への上場を予定しております。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

##### 1. 経営統合の目的及び理由

アマタグループは、環境への負荷低減と社会の持続的な発展を両立する持続可能社会を実現させるための循環型システムを創るリーディング・カンパニー・グループとして、地上資源事業、環境ソリューション事業、自然産業創出事業の3事業を展開しております。

アマタグループは、大量生産を行うソリューションモデルではなく、全体最適かつ個別最適を実現する循環型システムを構成する要素としての新規事業の開発強化に取り組んでまいりましたが、より一層グループとしての高い専門性と対応力を高めるために、戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制をより強化し、循環型システムを創るリーディング・カンパニー・グループとしての総合力を最大限に発揮してゆくことを目指し、主に下記の3点を目的として持株会社体制へ移行することといたしました。

##### グループ経営力の強化

当社が、グループ全体の経営計画策定、経営資源の配分などの全体戦略立案に特化し、当社を中心としたグループ経営体制を確立します。その上で、経営管理、コンプライアンス体制の強化を行い、経営課題への迅速な対応を行います。

##### 経営の機動性の向上

持株会社体制へ移行することにより、グループ各社は業務執行機能に集中し、経営における迅速な意思決定により、市場への機動的な対応を行います。また、各事業の責任の明確化と経営の自立を促すことで、グループ全体におけるリスク管理体制を強化してまいります。

##### 多様性に合う組織形態と人事制度

グループ各社の事業特性、市場環境に応じた経営組織と人事制度を導入することで、権限委譲、就業者の顕在能力の発揮、潜在的能力の開発、評価の適切化を図り、アマタグループの人材資源を最大限に発揮する体制を整備してまいります。

## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の概要

(1) 商号	アマタホールディングス株式会社	
(2) 事業内容	地上資源事業、環境ソリューション事業、自然産業創出事業等を営む会社の株式等を保有することによる当該事業会社の支配・管理等	
(3) 本店所在地	東京都千代田区三番町28番地	
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長	熊野 英介
	常務取締役	杉本 憲一
	取締役	清水 太郎
	取締役	藤原 仁志
	取締役	竹林 征雄
	常勤監査役	山本 茂樹
	監査役	中川 雅文
	監査役	名越 秀夫
(5) 資本金	473百万円	
(6) 純資産	1,264百万円（連結）	
(7) 総資産	3,723百万円（連結）	
(8) 決算期	12月31日	

## 提出会社の企業集団の概要

当社は、地上資源製造等の地上資源事業、環境コンサルティング等の環境ソリューション事業及び森林資産管理、森林ノ牧場等の自然産業創出事業を行う傘下子会社及びグループの株式等を保有することによる当該事業会社の支配・管理等を行う予定であります。

当社とアマタの状況は以下のとおりです。

アマタは、アマタの臨時株主総会による承認を前提として、平成22年1月4日（予定）を期して、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立（以下「本株式移転」といいます。）することにしております。

会社名	住所	資本金又は出資金 （百万円）	主要な事業の内容	議決権に対する当社の所有割合 （％）	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員 （名）	当社従業員 （名）			
（連結子会社）									
アマタ㈱	東京都千代田区	473	地上資源事業、環境ソリューション事業、自然産業創出事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、アマタは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるアマタの平成21年9月9日現在の状況は、次のとおりです。

アマタグループは、アマタ及び子会社（株式会社木の里工房木薫、株式会社アマタ持続可能経済研究所、アマタエコブレーション株式会社、株式会社トビムシ及びアマタファーマーズ株式会社）の6社と関連会社（株式会社森林再生システム）1社で構成されております。

また、完全子会社となるアマタ及びその子会社・関連会社の事業の内容は以下のとおりとなります。

事業区分	主な事業	主要な会社名
地上資源事業	地上資源製造、リサイクルオペレーション、資源販売	アマタ
環境ソリューション事業	環境部門支援情報管理、情報システム機能提供等、環境コンサルティング、調査・研究等、自然産業リスク、経営コンサルティング、環境認証	アマタ ㈱アマタ持続可能経済研究所 アマタエコプレーン㈱
自然産業創出事業	森林資産管理、施業管理、木材生産加工販売等、林業コンサルティング、森林ノ牧场、森林ノ工房、農業関連業務、地域再生	アマタ ㈱トビムシ ㈱木の里工房 木薫 アマタファーマーズ㈱ ㈱森林再生システム

#### 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱木の里工房 木薫	岡山県西粟倉村	20,000	森林施業管理、木材生産加工販売等	99.5	資金支援あり。
(連結子会社) ㈱アマタ持続可能経済研究所	東京都千代田区	20,000	環境コンサルティング、調査・研究等、自然産業リスク、経営コンサルティング	100	設備賃貸あり。 資金支援あり。
(連結子会社) アマタエコプレーン㈱	東京都千代田区	20,000	環境部門支援情報管理、情報システム機能提供等	100	アマタ営業活動のサポート。 設備賃貸あり。 資金支援あり。 役員兼任1名。
(連結子会社) ㈱トビムシ	東京都千代田区	20,000	森林資産管理、施業管理、木材生産加工販売等、林業コンサルティング	100	設備賃貸あり。 資金支援あり。
(連結子会社) アマタファーマーズ㈱ (注)2、3	栃木県那須郡那須町	1,000	農業関連業務	0 [100]	アマタ牧场、農場経営の業務委託契約あり。
(持分法適用関連会社) ㈱森林再生システム (注)1、2、4	東京都世田谷区	3,700	林業コンサルティング	18.9 (18.9) [20.3]	

(注)1 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

2 議決権の所有割合の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

3 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

4 持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、アマタは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」もご参照下さい。

役員の兼任関係

当社の完全子会社であるアマタとの役員の兼任関係は、未定です。

取引関係

当社の完全子会社であるアマタと関係会社との取引関係は、未定です。

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

本株式移転は、アマタによる単独株式移転であるため、これに係る契約はありません。

なお、アマタが、平成21年7月24日開催の取締役会において、本株式移転に係る株式移転計画書を作成することを決議しております。また、アマタは、平成21年8月25日開催の取締役会において、本株式移転に係る株式移転計画の内容を一部変更することを決議し、株式移転計画書の変更計画書を作成いたしました。当該株式移転計画書の変更計画書による変更後の株式移転計画の内容の概要は以下の「株式移転計画書（写）」記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

アマタ株式会社（住所は東京都千代田区三番町28番地。以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転設立完全親会社であるアマタホールディングス株式会社（以下「乙」という。）を設立するため、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第7条において定義する。以下同じ。）において、その発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

別紙1「アマタホールディングス株式会社定款」の第2条に記載のとおり

(2) 商号

アマタホールディングス株式会社（英文では「AMITA HOLDINGS CO.,LTD.」と表示）

(3) 本店の所在地

東京都千代田区（本店の所在場所は東京都千代田区三番町28番地）

(4) 発行可能株式総数

2,400,000株

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「アマタホールディングス株式会社定款」記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

熊野英介  
杉本憲一  
清水太朗  
藤原仁志  
竹林征雄

(2) 設立時監査役

山本茂樹  
中川雅文  
名越秀夫

(3) 設立時会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の甲の株主に対し、その有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、基準時の甲の株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 473百万円
- (2) 資本準備金の額 406百万円
- (3) 利益準備金の額 0百万円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している新株予約権（その内容は別紙2「株式移転計画新株予約権の内容」記載のとおり、以下「株式移転計画新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、株式移転計画新株予約権に代わり、基準時現在発行している株式移転計画新株予約権の総数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は別紙3「アマタホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「乙新株予約権」という。）を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、乙新株予約権を、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対し、その有する株式移転計画新株予約権1個につき、乙新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第7条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成22年1月4日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成21年9月28日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 前項に定める臨時株主総会の開催日は、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。



#### 第9条（乙の株式上場）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所への上場を予定する。

#### 第10条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

#### 第11条（本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲の財政状態若しくは経営成績に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第12条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 乙の成立の日の前日までに、第8条に定める甲の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項の承認が得られなかった場合。
- (2) 乙の成立の日までに、本株式移転について国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合。

#### 第13条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

#### 別紙1「アマタホールディングス株式会社定款」

### 定 款

#### 第1章 総 則

##### （商号）

第1条 当社は、アマタホールディングス株式会社と称し、英文ではAMITA HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

##### （目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
  - (1) 製鋼用添加物の販売
  - (2) 薬品および毒劇物の販売
  - (3) 廃棄物の再生、収集、運搬、処分および製品の販売ならびにその代理業
  - (4) 砕石パラスならびに鉍滓パラスの販売
  - (5) 有害物質を含む産業廃棄物の販売
  - (6) 鐵鋼、非鉄および窯業原料の輸出入および販売業務
  - (7) 肥料、土壌改良剤、飼料の原料および製品の販売
  - (8) 石灰石、粘土、セメント原料および耐火物原料の販売
  - (9) ポリエチレン、ポリプロピレン、樹脂屑製品の販売
  - (10) 環境保全および資源リサイクルに関するコンサルティング業務
  - (11) 産業廃棄物、一般廃棄物の再利用のための合成、抽出、粉碎、圧縮装置の設計、施工および製作販売ならびにこれらに関する技術の販売
  - (12) 企業が委託する産業廃棄物、一般廃棄物の発生量の低減、処理、再利用等に関する一括請負業務
  - (13) 企業が委託する給与計算、福利厚生事務、保険事務、人材育成、教育、帳簿の記帳および決算処理に関する受託業務

- (14) 不動産ならびに各種機械器具、車輛、コンピュータ関連機器等のリース資産の賃貸業務
- (15) 情報処理システムの開発、賃貸および販売に関する業務
- (16) 産業廃棄物取扱事業許可取得の支援業務
- (17) 環境改善ならびに情報処理機器に関するシステムの開発のコンサルティング業務
- (18) 環境改善に関する教育の提供と人材の職業適性能力の開発のための教育と研修の実施
- (19) 環境問題の調査・研究に関する情報の収集処理ならびに販売に関する業務
- (20) 再生原料を利用したもの、使用後の分別廃棄やリサイクルが容易なもの、または有害物質の排出量を抑えた工程にて製造されたもの等、環境負荷の少ない製品の開発およびコンサルティング業務
- (21) 文具、日用雑貨、家具（前号記載の工程にて製造した製品）の販売業務
- (22) 販売促進のためのコンサルティング業務
- (23) 持続可能な森林経営に関する認証ならびに認証木材を使用した製品管理に関する認証の審査および監査業務
- (24) 自然エネルギー発電に関する技術開発業務
- (25) 電力の供給事業
- (26) 有機資源からのメタンガス化およびメタンガスの販売
- (27) 有機資源からの肥料化および肥料の販売
- (28) 環境全般のリスクに関するコンサルティング業務
- (29) 自然資本に関する経済的調査および自然再生ならびに地域再生に関するコンサルティング業務
- (30) 企業および行政の環境事業に関する支援業務
- (31) 持続可能な水産経営に関する認証ならびに水産品を使用した製品管理に関する認証の審査および監査業務
- (32) 出版、書籍の販売
- (33) 旅行業、旅行業代理業および旅行の企画、立案、コンサルタント業務
- (34) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (35) 牧場の経営、牧場用地の開拓、牛豚等家畜の生産・飼育・売買・飼育指導・預託ならびに乳製品の製造および販売
- (36) 農場の経営、農産物ならびに農産品の生産および販売
- (37) 木工加工品の製造業務
- (38) 木工加工品の販売業務
- (39) 育林業務
- (40) 木材伐出業務
- (41) 産業廃棄物に関する各種文書管理および情報提供サービス
- (42) 産業廃棄物および一般廃棄物のコスト削減支援業務
- (43) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売
- (44) 各種テレマーケティングおよびマーケティングリサーチ業務
- (45) 広告・宣伝・販売促進業務
- (46) 森林資産の活用に関する経営支援等のコンサルティング業務
- (47) 森林施業管理に関する技術指導および教育研修の実施
- (48) 不動産、林産物、各種林業機械、車輛等の賃貸、販売および仲介業務
- (49) 飲食業経営ならびに飲食物の製造および販売に関する業務
- (50) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
- (51) 前各号に附随する一切の事業

2 前項各号の事業

3 グループ会社等の経営企画、総務、財務関連業務およびその他必要と認めた業務

4 グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務、および余剰資金の運用業務

5 前各項の事業に付帯関連する一切の事業その他前各項の目的を達成するために必要な事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主についての権利制限）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項および本定款に別段の定めがある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

（招 集）

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

#### 第4章 取締役および取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行）

第24条 取締役社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を統括する。

- 2 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、当会社の業務を分掌しこれを執行する。
- 3 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役が記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第30条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

（員数）

第33条 当会社の監査役は3名以内とする。

（選任方法）

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

（事業年度）

第46条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

（期末配当金）

第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

( 期末配当金等の除斥期間および利息 )

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

#### 附 則

( 最初の事業年度 )

第1条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成22年12月31日までとする。

( 最初の取締役及び監査役の報酬等 )

第2条 第31条および第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日後当会社の最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役

取締役の報酬等の額は、年額金300,000,000円以内とする。

(2) 監査役

監査役の報酬等の額は、年額金30,000,000円以内とする。

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

以 上

別紙2「株式移転計画新株予約権の内容」

本要項は、アマタ株式会社（以下「当社」という。）が平成16年6月30日開催の株主総会決議および平成16年12月22日開催の取締役会決議に基づき発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 申込期日

平成17年1月21日

2. 発行日

平成17年1月27日

3. 本新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、本新株予約権1個当たり2株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、株式併合においてはその効力発生時に、本新株予約権のうち行使されていないものの目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合は、当社は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

、に基づく対象株式数の調整がなされたときは、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者（以下「対象者」という。）に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

4. 新株予約権の数

36,100個

（ただし、この数は本計画作成日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に基づく数であって、本計画作成日から乙の成立の日の前日までに行使その他の事由により消滅した本新株予約権の数を減じるものとする。）

5. 本新株予約権の発行価額

無償とする。

6. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（以下に定める。）に対象株式数を乗じた金額とする。本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）は、800円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。



また、本新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 \div \text{分割・併合の比率})$$

上記のほか、本新株予約権の発行日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

前号に基づく行使価額の調整がなされたときは、当社は、対象者に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

7. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行および取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京営業部

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

（ただし、同支店が移転する場合は移転後の住所とし、同支店が統合、廃止等される場合は業務を承継する同行支店およびその住所とする。）

8. 本新株予約権の行使期間

平成18年7月1日から平成26年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 本新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

新株予約権発行時において当社の顧問であった者は、新株予約権行使時においても当社との間で顧問契約を締結していることを要する。また、当社の顧問は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権付与契約書に定めるところにより権利行使することができるものとする。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

10. 当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記第9項 または に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

11. 本新株予約権の株式交換・株式移転の際の承継に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。

承継する新株予約権の目的となる株式の種類および数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率}}$$

承継する新株予約権の行使期間は、第8項に定める期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換または株式移転の効力発生日から第8項に定める期間の満了日までとする。

承継する新株予約権の行使の条件ならびに取得することができる事由および取得の条件については、第9項、第10項と同様の定めをおくものとする。

承継する新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

12. 本新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額は、行使価額（調整された場合は調整後の行使価額）から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、行使価額（調整された場合は調整後の行使価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

13. 本新株予約権行使により発行した株式の配当金

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する期末配当金または中間配当金（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（6月30日および12月31日に終了する各6か月の期間をいう。）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

以上

別紙3「アマタホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

アマタホールディングス株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の目的である株式の種類はアマタホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、本新株予約権1個当たり2株とする。

なお、平成21年7月24日以降当社の成立の日の前日までに、アマタ株式会社（以下「アマタ」という。）が同社の普通株式につき株式の分割（普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。）または株式の併合を行う場合、及び、本新株予約権発行後、当社が当社の普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。但し、かかる調整は、当該株式の分割においてはその基準日の翌日、株式の併合においては株式の併合がその効力を生ずる日に、行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる、1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、平成21年7月24日以降当社の成立の日の前日までに、アマタが合併を行う場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、及び、本新株予約権の発行日以降、当社が合併を行う場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。調整の結果生じる、1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

、に基づく付与株式数の調整がなされたときは、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者（以下「新株予約権者」という。）に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により払込をなすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、800円とする。

なお、平成21年7月24日以降当社の成立の日の前日までに、アマタが行使価額を下回る払込金額で同社の普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分をする場合、及び、本新株予約権発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で当社の普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数（平成21年7月24日以降当社の成立の日の前日までに、アマタが行使価額を下回る払込金額で同社の普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分をする場合においては、アマタの発行済株式総数からアマタが保有する自己株式数を控除した数）とする。

また、平成21年7月24日以降当社の成立の日の前日までに、アマタが同社の普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、及び、本新株予約権発行後、当社が当社の普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、かかる調整は、当該株式の分割においては、その基準日の翌日、株式の併合においては、株式の併合がその効力を生ずる日に行われるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 \div \text{分割・併合の比率})$$

さらに、平成21年7月24日以降当社の成立の日の前日までに、アマタが合併を行う場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、及び、本新株予約権の発行日以降、当社が合併を行う場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、当社は、必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

前各号に基づく行使価額の調整がなされたときは、当社は、新株予約権者に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京営業部

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

（但し、同支店が移転する場合は移転後の住所とし、同支店が統合、廃止等される場合は業務を承継する同行支店及びその住所とする。）

4. 本新株予約権を行使することができる期間

平成22年1月4日から平成26年6月30日までとする。

5. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

本新株予約権発行時において当社、当社子会社若しくは当社の関係会社の役員又は従業員であった者は、本新株予約権行使時においても当社、当社子会社若しくは当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

本新株予約権発行時において当社、当社子会社または当社の関係会社の顧問であった者は、本新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社との間で顧問契約を締結していることを要する。また、当社、当社子会社または当社の関係会社の顧問は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権付与契約書に定めるところにより権利行使することができるものとする。

本新株予約権行使日の前日の金融商品取引所における当社普通株式の終値がその時点の行使価額の1.5倍以上であることを要する。

6. 会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認に係る議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認に係る議案が当社株主総会で承認可決された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記第5項 または の場合によらずその地位を喪失した場合には、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当該新株予約権者の有する一切の本新株予約権を無償で取得することができる。なお、この場合の取得手続に関しては、本新株予約権の行使期間満了後に一括して行うことができるものとする。

その他、当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

7. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを併せて「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1項に準じて決定する。

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項の調整方法に準じて行使価額を調整した価額とする。

再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第8項に準じて決定する。

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

第6項に準じて決定する。

その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件

第5項に準じて決定する。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号に記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

以上

#### 4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

本株式移転は、アマタ単独による株式移転によって当社1社を設立するものであり、本株式移転による当社の成立の日のアマタの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、アマタの株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、アマタの株主の皆様の所有するアマタ普通株式1株につき、当社の普通株式1株をもって割り当てることといたしました。

なお、上記の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

#### 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

該当事項はありません。

#### 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

普通株式の買取請求権の行使の方法について

アマタの株主が、その有するアマタの普通株式につき、アマタに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年9月28日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアマタに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対する旨の議決権行使を行うとともに、アマタが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年9月28日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成21年9月28日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、アマタの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、アマタに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面により議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成21年9月25日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権行使は、アマタが株主に送付する議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、アマタに平成21年9月25日（金曜日）午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の設立の日の前日の最終のアマタの株主に割り当てられます。株主は、自己のアマタの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

##### 2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

新株予約権の買取請求権の行使の方法について

アマタの新株予約権者が、その有するアマタの新株予約権につき、アマタに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、アマタが上記臨時株主総会の決議日（平成21年9月28日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにして行なう必要があります。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

##### 3．組織再編成対象会社の新株予約権付社債に関する取扱い

アマタは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

## 7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画の内容、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びにアマタの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書類を、アマタの本店に平成21年9月10日より備え置きます。

の書類は、平成21年7月24日開催のアマタの取締役会において承認された株式移転計画書、並びに平成21年8月25日開催のアマタの取締役会において承認された当該株式移転計画書の内容の一部変更するために作成した株式移転計画書の変更計画書の内容であり、その内容は、前記「3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりです。の書類は、本株式移転に際して株式割当比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、アマタの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類です。の書類は、アマタの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、アマタの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転決議取締役会（アマタ） 平成21年7月24日（金）  
臨時株主総会基準日（アマタ） 平成21年8月10日（月）  
株式移転計画変更決議取締役会（アマタ） 平成21年8月25日（火）  
株式移転計画承認臨時株主総会（アマタ） 平成21年9月28日（月）（予定）  
大阪証券取引所ヘラクレス市場上場廃止日 平成21年12月28日（月）（予定）  
当社設立登記日（株式移転効力発生日） 平成22年1月4日（月）（予定）  
当社株式上場日 平成22年1月4日（月）（予定）

但し、株式会社大阪証券取引所による平成21年4月10日付通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて上場廃止日は平成21年12月28日（月）としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定どおり行われない場合には、上場廃止日は平成21年12月25日（金）となる予定です。

また、今後の手続において、やむを得ない状況が生じた場合は、日程を変更する場合があります。

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

#### (1) 株式について

アマタの株主が、その有するアマタの普通株式につき、アマタに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年9月28日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアマタに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対する旨の議決権行使を行うとともに、アマタが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年9月28日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### (2) 新株予約権について

アマタの新株予約権者が、その有するアマタの新株予約権につき、アマタに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、アマタが上記臨時株主総会の決議日（平成21年9月28日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるアマタの最近連結会計年度の主要な経営指標等は以下のとおりです。これらアマタの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

## 組織再編成対象会社の主要な経営指標等の推移

## (1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (千円)	2,456,437	-	4,201,539	-	4,855,412
経常利益 (千円)	211,772	-	115,898	-	149,029
当期純利益 (千円)	62,329	-	59,932	-	77,640
純資産額 (千円)	590,058	-	1,225,549	-	1,265,326
総資産額 (千円)	2,060,144	-	3,009,522	-	3,675,295
1株当たり純資産額 (円)	1,936.71	-	2,149.71	-	2,177.42
1株当たり当期純利益 (円)	273.22	-	109.57	-	133.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	101.86	-	129.36
自己資本比率 (%)	28.6	-	40.7	-	34.4
自己資本利益率 (%)	13.4	-	4.9	-	6.3
株価収益率 (倍)	-	-	53.03	-	24.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	155,000	-	85,630	-	149,372
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,554	-	550,936	-	542,065
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,438	-	400,228	-	414,682
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	292,214	-	238,458	-	371,330
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	76	-	136	-	192 (44)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 アマタは第28期は連結財務諸表を作成しておりますが、第29期につきましては、連結子会社に該当するものがなくなりましたので、連結財務諸表は作成しておりません。

3 第28期の株価収益率については、アマタ株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。

4 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、アマタ株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。

5 第30期より、日化スミエイト株式会社を完全子会社化したことにより、連結財務諸表を作成しております。



- 6 第30期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
- 7 第31期は、日化スミエイト株式会社を吸収合併したことにより、連結子会社に該当するものがなくなりましたので、連結財務諸表は作成しておりません。
- 8 第31期は、決算期変更により平成19年4月1日から平成19年12月31日までの9ヶ月間となっております。
- 9 第32期は、株式会社木の里工房木薫を連結子会社化したことにより、連結財務諸表を作成しております。

## (2) 経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (千円)	2,105,598	3,067,116	3,961,109	3,396,876	4,796,799
経常利益 (千円)	171,890	213,008	96,678	2,642	159,169
当期純利益 (千円)	42,669	102,802	46,939	159	87,931
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	11,815	-	-	-
資本金 (千円)	181,186	256,186	463,319	470,599	472,279
発行済株式総数 (株)	304,670	492,170	570,210	579,310	581,410
純資産額 (千円)	507,929	785,366	1,212,556	1,205,827	1,275,616
総資産額 (千円)	1,937,662	2,492,120	2,923,835	2,984,005	3,671,790
1株当たり純資産額 (円)	1,667.14	1,595.72	2,126.92	2,081.88	2,195.13
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	57.00 (-)	63.00 (-)	32.00 (-)	36.00 (-)	43.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	187.04	322.16	85.82	0.28	151.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	79.77	0.27	146.51
自己資本比率 (%)	26.2	31.5	41.5	40.4	34.7
自己資本利益率 (%)	10.8	15.9	3.9	0.0	7.1
株価収益率 (倍)	-	-	67.7	12,357.1	21.5
配当性向 (%)	30.5	19.6	37.3	12,857.1	28.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	170,589	-	205,871	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	109,848	-	87,910	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	122,042	-	27,168	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	474,602	-	329,068	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	65	99	125	16 (34)	186 (43)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 第29期につきましては、連結子会社に該当するものがなく、連結財務諸表を作成しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益を記載しております。
- 3 第28期から第29期までの株価収益率については、アマタ株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
- 4 第28期及び第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、アマタ株式が非上場であり、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。
- 5 第31期につきましては、持分法適用対象会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
- 6 第31期は、決算期変更により平成19年4月1日から平成19年12月31日までの9ヶ月間となっております。

### 第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

#### 2【沿革】

平成21年7月24日 アミタは、アマタの取締役会において、臨時株主総会での承認決議等所定の手続を経た上で、単独株式移転の方法により、当社を設立することを決議

平成21年9月28日 アミタの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により、当社を設立し、アマタがその完全子会社となることについて決議（予定）

平成22年1月4日 アミタが株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社の普通株式を大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場（予定）

なお、アマタの沿革につきましては、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）記載のとおりです。

#### 3【事業の内容】

当社は、地上資源事業、環境ソリューション事業、自然産業創出事業等を営む会社の株式等を保有することによる当該事業会社の支配・管理等を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるアマタとその子会社の事業の内容は以下のとおりです。

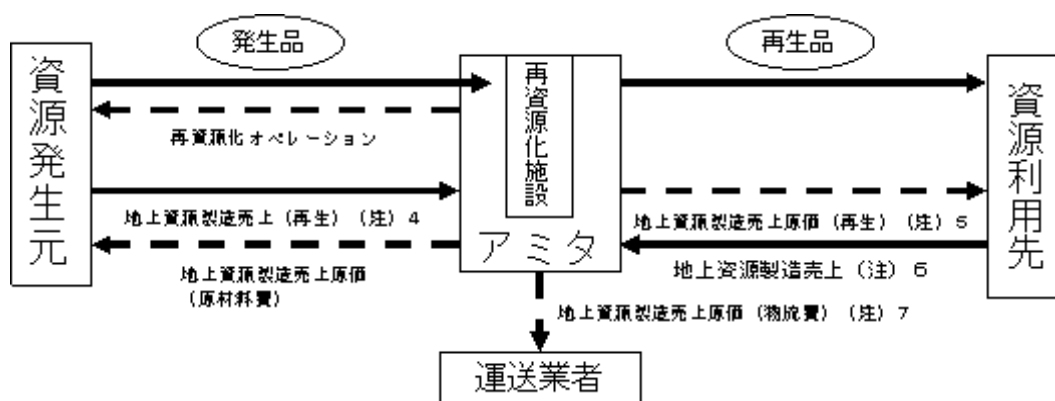
##### (1) 地上資源事業

###### 地上資源製造

発生品（注1）の成分や形状により、資源発生元（注2）から直接資源利用先（注3）への受入が困難な場合等に、アマタの再資源化施設において、セメント原料や非鉄原料等への利用が可能な状態に再資源化加工（中間処理）を行っております。また、再資源化加工に伴い副産物として発生する以下の製品については販売を行っております。

- ・セメント焼成用補助燃料及び非鉄製錬・製鉄業の代替燃料（スラミックス<sup>®</sup>）
- ・非鉄金属原料
- ・その他

[フロー図] 地上資源製造：アマタ内にて発生品の加工を伴うもの



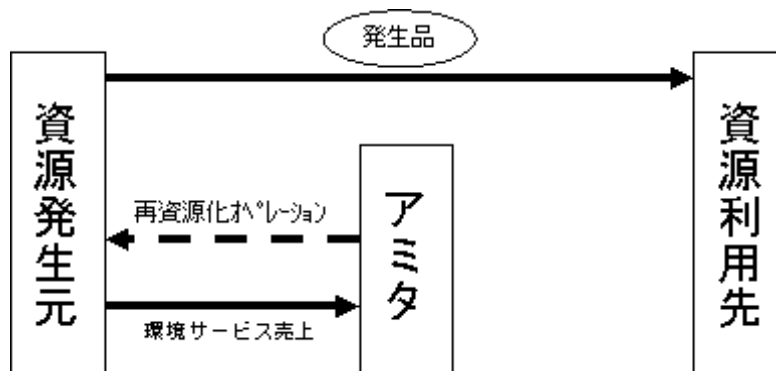
- (注) 1 発生品とは、産業廃棄物及び有価物（注8）。  
2 資源発生元とは、産業廃棄物の排出事業者及び有価物の仕入先。  
3 資源利用先とは、産業廃棄物の受入事業者及び有価物の販売先。  
4 アミタが行う再資源化加工（産業廃棄物の中間処理）に伴い発生する対価の受入。  
5 アミタが再資源化加工した再生品を資源利用先が引き取る際の対価の支払。  
6 再生品の販売による対価の受入。  
7 発生品及び再生品の輸送に対する運送代金。  
8 有価物とは発生品のうちアマタが資源発生元に代金を支払って引き取り資源利用先への販売が可能なもの。

資源利用先に対しては資源・素材の安定的な供給を行っております。発生品は生産過程において排出される廃棄物であるという性質上、安定した品質と物量の確保が困難であります。アマタは資源利用先の必要とする成分情報を正確に把握し、再資源化提案時の分析・テスト等を通じて最適な発生品の探索を行うとともに、発生品の成分等が資源利用先の要求する基準に達しない場合にはアマタの再資源化施設において加工処理を行うことで資源利用先の規格条件に適合する発生品を供給いたします。

#### リサイクルオペレーション

アマタが提供するリサイクルオペレーションは、資源発生元の工場等から発生する発生品や発生工程（製造工程）の調査分析を行い、適切な再生方法の企画・立案と効率的な物流ルートの検討を通じて資源発生元に対して最適な再資源化提案を行います。提案に基づいてアマタは資源利用先や物流業者の紹介を行い出荷調整や配車手配、代金支払業務（複数の資源利用先に対する代金支払を一括してアマタに行っていただき支払業務の簡略化とコスト削減を行います。）等の煩雑なオペレーションに関してサービス提供を行います。

[フロー図] リサイクルオペレーション：発生品が廃棄物の場合



## リサイクルオペレーションの流れ

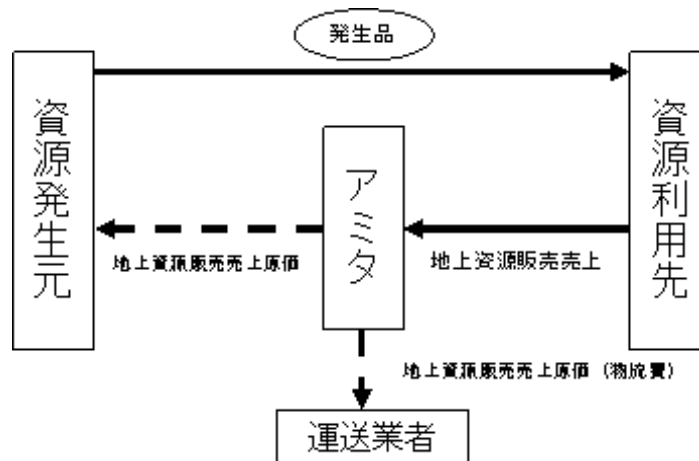
再資源化提案	発生品の分析・再資源化方法の検討	資源発生元の発生品サンプルの分析、発生工程の確認等を行い再資源としての利用方法や再資源化方法を検討。必要な場合には、発生工程の改善案（作業内容・機器等の導入）を提案。
	資源利用先の選定	想定される資源利用先・運送業者を複数選定し各社と受入れ規格等、諸条件を調整。
	報告書・見積書提出	資源発生元に対してアマタ内での再資源化加工も含め、再資源化方法を提案。

再資源化運用	初期条件設定	資源利用先・運送業者と小ロットでの搬入テストを実施。また、必要な場合には自治体との事前協議にも対応。
	運用	運送業者への配車調整、資源発生元及び資源利用先の入出荷調整を実施。品質・荷姿・納期遅れ等の各種トラブルにも随時対応・調整。また、資源発生元から資源利用先への処理費用の支払業務を代行。
	継続的な見直し	発生品の成分変更時等には再資源化の改善提案を実施。

## 資源販売

発生品が有価物の場合には、資源発生元から発生品を仕入れ（地上資源販売売上原価）、資源利用先へ販売（地上資源販売売上）を行っております。

〔フロー図〕資源販売：発生品が有価物の場合



## (2) 環境ソリューション事業（コンサルティング等）

株式会社アマタ持続可能経済研究所では、地域再生・自然再生事業のプロデュース及び農林水産業や衣・食・住における政策・経営の両面についての調査・コンサルティング業務を行っております。

アマタでは、適切な森林経営に関する認証及び認証木材を使用した製品管理に関する認証の審査並びに監査業務を行っております。水産物の「加工流通過程の管理の認証（MSC・COC認証）」の審査業務も行っております。不法投棄防止や資源発生元の廃棄物管理体制確立のための支援やゼロエミッション化実現のための再資源化提案・省力化提案・コスト削減提案等を行います。

アマタエコプレーン株式会社では、WEB技術の活用により、インターネット上でマニフェスト、法令、処理委託先など廃棄物管理における総てのワークフローを一元管理できるアプリケーションサービスプロバイダー（ASP）のサービスメニュー「e-廃棄物管理」を展開しております。

## (3) 自然産業創出事業

アマタでは、自然共生型の地域デザイン事業の一環として、自然放牧型の牧場「森林ノ牧場」及び乳製品を生産・販売する「森林ノ工房」を運営しております。

株式会社トビムシでは、適切な管理が施されず放置されている森林資源を、これまでのノウハウを活かして、豊かな森林形成と資産価値の最適化を図る森林アセットマネジメント事業を実施しております。

株式会社木の里工房木薫では、森林育成や木工加工業務を行っております。

#### 4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるアマタの関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社でありますので、未定です。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるアマタの平成21年6月30日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

従業員（人）	203（40）
--------	---------

（注）従業員数は就業人員（アマタグループからグループ外への出向者を除き、グループ外からアマタグループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社

該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるアマタにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

### 3【対処すべき課題】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

### 4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりアマタの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在におけるアマタの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。アマタの事業等のリスクは以下のとおりです（但し、は除きます。）。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてアマタが判断したものであります。

アマタグループが紹介する産業廃棄物の収集・運搬業者や中間処理業者による不法投棄等によるリスク

アマタグループが資源発生元に対して提案・紹介する産業廃棄物の収集・運搬業者や中間処理業者については、その選定の過程で許認可の取得状況や財務状況等を訪問調査や外部の信用調査機関等による調査で確認を行い、信用できると当社が判断した業者に限定して紹介をしております。しかし、アマタグループの紹介した業者が不法投棄等を行った場合、アマタグループが「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）等に基づく罰則を受けることはありませんが、アマタグループの信用が低下し、アマタグループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

姫路循環資源製造所の賃貸借契約について

アマタグループの再資源化加工施設のうち、姫路循環資源製造所（兵庫県姫路市）は、施設用地の一部（総面積21,487.43㎡中、7,505.55㎡分）及び工場建物の一部を賃借しており、その賃貸借契約期間は平成38年2月28日までとなっております。また、同賃貸借契約上、両当事者は、契約期間中でも、6ヶ月前に書面にて予告のうえ賃貸借契約を解除することが出来るものとされています。

現時点においては、用地及び建物の貸主とアマタグループの関係は良好であり、貸主から契約期間中の解約の申し出がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主側の事情の変更等により、予期せぬ解約の申し出がなされる可能性があります。仮に、解約の申し出がなされた場合、当該施設は産業廃棄物の中間処理施設であることから、代替の用地及び建物の確保には相当の困難が伴うものと考えられます。従って、解約の申し出がなされた場合に代替の用地及び建物が適時に確保できない場合には、アマタグループの事業に悪影響を与える可能性があります。

法的規制について

アマタグループが行う地上資源製造業務は、廃棄物処理法上、産業廃棄物の処分に該当し、また、発生品の運搬に関して積み替えのための保管を行うことは産業廃棄物の収集・運搬に該当します。従って、アマタグループの地上資源製造業務は産業廃棄物処理法の規制を受けることになります。

#### (イ) 産業廃棄物処理業許可

廃棄物処理法上、産業廃棄物の収集・運搬（保管・積み替えを含む）及び処分（中間処理、再生を含む）を業として行うためには各自治体の許可が必要とされております。そのため、アマタグループは、以下のような産業廃棄物処理業に関する許可を取得しており、その有効期限はそれぞれ以下に示すとおりとなっております。

<当社>

- a．産業廃棄物処分業許可（姫路市長）許可番号07023000689号 平成21年9月30日
- b．産業廃棄物処分業許可（京都府知事）許可番号02620000689号 平成22年9月4日
- c．特別管理産業廃棄物処分業許可（姫路市長）許可番号07073000689号 平成21年9月30日
- d．産業廃棄物処分業許可（茨城県知事）許可番号0821000689号 平成24年4月1日
- e．特別管理産業廃棄物処分業許可（茨城県知事）許可番号0871000689 平成24年4月1日

- f. 産業廃棄物収集運搬業許可（大阪市長）許可番号6600000689号 平成23年9月25日
- g. 産業廃棄物収集運搬業許可（大阪府知事）許可番号2700000689号 平成24年10月22日
- h. 産業廃棄物収集運搬業許可（岡山県知事）許可番号3303000689号 平成22年8月21日
- i. 産業廃棄物収集運搬業許可（岡山市長）許可番号8300000689号 平成22年5月24日
- j. 産業廃棄物収集運搬業許可（倉敷市長）許可番号1000000689号 平成22年8月21日
- k. 産業廃棄物収集運搬業許可（名古屋市長）許可番号6400000689号 平成23年7月31日
- l. 産業廃棄物収集運搬業許可（奈良県知事）許可番号2900000689号 平成23年8月2日
- m. 産業廃棄物収集運搬業許可（姫路市長）許可番号7013000689号 平成26年8月4日
- n. 産業廃棄物収集運搬業許可（兵庫県知事）許可番号02802000689号 平成26年4月26日
- o. 産業廃棄物収集運搬業許可（三重県知事）許可番号2400000689号 平成24年4月18日
- p. 産業廃棄物収集運搬業許可（神戸市長）許可番号6900000689号 平成21年9月10日
- q. 産業廃棄物収集運搬業許可（豊橋市長）許可番号09600000689号 平成23年10月23日
- r. 産業廃棄物収集運搬業許可（京都府知事）許可番号02600000689号 平成23年11月21日
- s. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（神戸市長）許可番号6950000689号 平成26年7月31日
- t. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（姫路市長）許可番号07063000689号 平成25年6月14日
- u. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（兵庫県知事）許可番号02852000689号 平成25年7月1日

#### (ロ) 事業活動の停止及び取消し要件について

廃棄物処理法上、不法投棄、無許可営業、無許可変更及びマニフェスト虚偽記載等一定の要件に該当する場合には、アマタグループに対し事業の停止命令及び許可の取消し処分がなされる場合があります。

アマタグループは、内部監査等を通じて定期的に業務における法令遵守の確認を行い、廃棄物処理法の事業停止要件、許可取消し要件に該当することのないよう努めておりますが、万が一、アマタグループの業務がこれらの要件に該当し、事業停止命令、許可取消し処分がなされた場合、アマタグループの強みである自社製造所による地上資源製造業務が不可能となり、アマタグループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

#### (ハ) 許可の更新

廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可は有効期限が5年間とされており、アマタグループが有する産業廃棄物処理業の許可には上記のような有効期限が定められているため、上記の許可の有効期限が切れる場合は許可を更新する必要があります。また、更新が認められるためには廃棄物処理法上の基準に適合している必要があります。

現在アマタグループは、当該基準に適合しており、許可が更新されない事由は発生しておりませんが、今後の更新時に廃棄物処理法に規定されている基準にアマタグループが適合していると認められない場合には、更新がされないこととなります。このような場合には、アマタグループの地上資源製造施設等の操業が停止することでアマタグループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

#### (ニ) 新たな処理業の許可又は事業の範囲の変更の許可の取得

アマタグループが新たな事業展開を行っていくにあたっては、事業の範囲の変更の許可又は許可の新規取得が必要となってくる場合が考えられますが、これらの許可を取得するためには、アマタグループが廃棄物処理法の基準に適合している必要があります。

現在アマタグループは、当該基準に適合しており、許可の取得が認められない事由はございませんが、万が一、廃棄物処理法に規定されている基準にアマタグループが適合していると認められない場合には、許可の申請が却下されることとなります。また、アマタグループがすでに取得している廃棄物処理業許可の停止並びに取消し要件に該当した場合、新規の許可取得は不可能となります。このような事態が発生した場合、新規事業の展開自体が不可能となり、アマタグループの事業展開は大きく影響を受けることになる可能性があります。

#### 為替変動の影響について

アマタグループは台湾・韓国等の海外の会社とも取引を行っていますが、これらの会社との取引は米ドル建てであることから、円/米ドルの為替レートの変動リスクが発生いたします。アマタグループでは、このような外貨建取引の為替レートの変動リスクを極力回避するため、デリバティブリスク管理方針を設け、リスクヘッジの手段を講じております。しかしながら、取引金額全額についてのリスクヘッジを行うことは実際上極めて困難であります。従いまして、急激な為替レートの変動が生じた場合は、アマタグループの業績に影響を及ぼすことがあります。

#### 財政状況、経営成績について

#### (イ) 借入金の依存度について

アマタグループの事業においては、再資源化を行うための工場設備や効率的な営業戦略を実行するためのIT設備投資及び営業網拡大・人員増強等のための投資が不可欠ですが、これらの投資により、平成20年12月期末における総資産に占める借入金の比率は36.2%（平成19年12月期末（単独）29.6%）であります。今後、経済情勢の変化による金利上昇により支払利息負担が増大することで、アマタグループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。



(ロ) 業績の変動について

アマタグループの事業において扱う発生品は、資源発生元の製造工程から副次的に発生する物であり、製造業において大幅な生産調整が行われた場合、発生品の取扱量も想定を下回ることで、アマタグループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 競争の状況について

アマタグループは資源発生元の製造工程や発生品を分析し、各発生元に最適な環境リスクの低減手法を提案していくソリューション型の営業手法により他社との差別化をすすめておりますが、産業廃棄物の排出量は近年漸減の傾向がみられ、さらに、自治体等による廃棄物処理のマッチング提案等がインターネット等の普及により低廉化されております。また環境市場の拡大に伴い新しいビジネスモデルで環境市場に参入してくる企業も増加しております。環境市場の拡大、活性化はアマタグループにとってもチャンスであり、望ましいと考えております。しかしながら、競争の激化がアマタグループの顧客の流出に繋がる可能性があり、その場合には、アマタグループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式の希薄化について

アマタグループは、平成17年1月27日に当社及び当社子会社であったスミエイト株式会社（平成17年4月1日吸収合併）の取締役、監査役及び従業員（平成16年4月末日までに入社した者）に対して業績向上への貢献意欲や経営への参加意識を高めるためにストックオプションとして新株予約権を発行しております。平成21年7月1日現在、上記の新株予約権による潜在株式の数は合計72,200株であり、発行済株式総数1,165,220株の6.2%に相当しております。これらの権利行使がされた場合、当社の株式の1株当たりの株式価値は希薄化し株価に影響を及ぼす可能性があります。

火災事故による影響について

アマタグループの地上資源製造施設では、多量の可燃物を取り扱っていることから、様々な安全対策の徹底を図っております。しかしながら、何らかの要因により事故が発生いたしますと、操業を停止せざるを得ない事態や設備の復旧に多額の投資を必要とすることが想定されます。このような場合、アマタグループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

アマタグループは、事業遂行の一環として、多数の個人情報等を有しています。また、アマタグループの展開する事業に関する営業秘密を多数有しています。アマタグループは、情報管理に対策を講じていますが、不測の事態によりコンピューターウイルス、ソフトウェア又はハードウェアの障害、災害、テロ等により情報システムが機能しなくなる可能性や、情報が流出し、第三者がこれを不正に取得、使用する可能性があり、このような事態が生じた場合、アマタグループの事業や、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

#### 持株会社化について

アマタグループは、大量生産を行うソリューションモデルではなく、全体最適かつ個別最適を実現する循環型システムを構成する要素としての新規事業の開発強化に取り組んでまいりましたが、より一層グループとしての高い専門性と対応力を高めるために、戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制をより強化し、循環型システムを創るリーディング・カンパニー・グループとしての総合力を最大限に発揮してゆくことを目指し、主に グループ経営力の強化、経営の機動性の向上、及び 多様に合う組織形態と人事制度を目的として持株会社体制へ移行することといたしました。

しかしながら、かかる持株会社体制への移行の効果が早期に又は十分に実現しない場合や、持株会社体制への移行コストが多額となる場合には、アマタグループの事業展開、財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、本株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照下さい。

#### 6【研究開発活動】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

#### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの財政状態及び経営成績の分析については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

アマタの有価証券報告書（平成21年3月30日提出）をご参照下さい。

#### 2【主要な設備の状況】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

アマタの有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）  
をご参照下さい。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

アマタの有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）  
をご参照下さい。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

平成22年1月4日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,165,220株	大阪証券取引所(ニッポン・ニュー・マーケット -「ヘラクレス」)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
計	1,165,220株	-	-

(注) アマタの発行済株式総数1,165,220株(平成21年7月1日現在)に基づいて記載しており、実際に持株会社たる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (2) 【新株予約権等の状況】

アマタが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対しこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の状況は次のとおりです。

## アマタホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年1月4日)
新株予約権の数(個)(注)1	36,100
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	72,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1株当たり 800
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日から平成26年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙3の5.をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙3の7.をご参照下さい。

(注)1 平成21年7月1日現在のアマタが平成16年6月30日開催の株主総会決議及び平成16年12月22日開催の取締役会に基づき発行した新株予約権(以下「アマタ新株予約権」といいます。)の個数です。本株式移転に際して、アマタ新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の日の前日現在発行している当該新株予約権の個数と同数の当社のアマタホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付します。したがって、アマタ新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

- 2 (注)1と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画別紙3の1.をご参照下さい。  
 3 株式移転計画別紙3の2.をご参照下さい。  
 4 株式移転計画別紙3の8.をご参照下さい。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年1月4日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年1月4日	1,165,220 (予定)	1,165,220 (予定)	473	473	406	406

(注) アマタの発行済株式総数1,165,220株(平成21年6月30日現在の発行済株式数は582,610株ですが、アマタは同日を基準日として、同年7月1日付にて普通株式1株を2株に分割しているため、これを考慮した同日現在の発行済株式数を記載しております。)に基づいて記載しており、実際に持株会社たる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアマタの平成21年6月30日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	9	4	12	1	2	381	409	-
所有株式数（単元）	-	589	6	732	50	21	4,424	5,822	410
所有株式数の割合（%）	-	10.12	0.10	12.57	0.86	0.36	75.99	100.00	-

（注）自己株式298株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に98株を含めて記載しております。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアマタの平成21年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 200		単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 582,000	5,820	同上
単元未満株式	普通株式 410		
発行済株式総数	582,610		
総株主の議決権		5,820	

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成22年1月4日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となるアマタの平成21年6月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
アマタ株式会社	東京都千代田区三番町28番地	200	-	200	0.03
計	-	200	-	200	0.03

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

アマタは新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正商法第280条ノ20及び平成13年改正商法第280条ノ21の規定に基づき、アマタ及びアマタ子会社であったスミエイト株式会社（平成17年4月1日吸収合併）の取締役、監査役及び従業員（平成16年4月末日までに入社した者）に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月30日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行されたアマタ新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成22年1月4日に交付される予定です。

## アマタホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成16年6月30日（注）1
付与対象者の区分及び人数	アマタ 取締役4人 監査役1人 従業員60人 アマタ子会社 取締役1人 従業員9人 （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）（注）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 アマタ新株予約権の決議年月日であります。

2 アマタ新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定です。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成22年1月4日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、株主総会の決議によるものとする予定です。また、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。）につきましては、当社は、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年12月31日、中間配当については毎年6月30日である旨を定款で定める予定です。

### 4【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるアミタの株価の推移は以下のとおりです。

#### （1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成19年12月	平成20年12月
最高（円）	-	-	-	7,640	6,000	4,500
最低（円）	-	-	-	5,250	2,700	2,500

（注）1 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。なお、平成18年6月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2 第31期は、決算期変更により平成19年4月1日から平成19年12月31日までの9ヶ月間となっております。

#### （2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高（円）	2,795	3,390	3,300	3,700 1,481	1,540	1,590
最低（円）	2,505	2,600	2,820	2,600 1,361	1,340	1,344

（注）1 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2 印は、株式分割（平成21年7月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価をしめしております。



## 5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有するアマタの株式数（割り当てられる当社の株式数）（株）
代表取締役社長	-	熊野 英介	昭和31年3月17日	昭和53年4月 昭和54年4月 昭和62年5月 平成3年4月 平成5年11月 平成21年1月  平成21年6月	㈱ラビアンヌ入社 アマタ㈱入社 同社取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長（現任） 信賴資本一般財団法人代表理事就任（現任） 特定非営利活動法人地球デザインスクール理事（現任）	（注）1	372,940 （372,940）
常務取締役	-	杉本 憲一	昭和35年9月4日	昭和58年7月 平成4年4月 平成9年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成18年6月  平成20年1月	アマタ㈱入社 同社東京事務所長 同社取締役 同社執行役員 同社取締役 同社常務取締役生産本部長兼姫路循環資源製造所長 同社常務取締役地上資源事業本部長（現任）	（注）1	13,000 （13,000）
取締役	-	清水 太郎	昭和42年1月31日	平成14年4月 平成15年5月 平成17年4月 平成18年6月 平成20年1月	カルピス㈱入社 アマタ㈱入社 同社執行役員 同社取締役経営管理部長 同社取締役経営管理本部長（現任）	（注）1	8,200 （8,200）
取締役	-	藤原 仁志	昭和39年7月16日	平成9年8月  平成14年10月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成20年1月  平成21年2月 平成21年3月	㈱オイコス設立 代表取締役就任 アマタ㈱入社 同社事業開発部長 同社執行役員 同社常務取締役営業本部長 同社常務取締役経営戦略本部長 アマタエコプレーン㈱代表取締役社長就任（現任） アマタ㈱取締役（現任）	（注）1	8,000 （8,000）
取締役	-	竹林 征雄	昭和16年12月14日	昭和39年4月 平成17年7月  平成18年11月 平成19年6月 平成19年11月  平成21年7月	㈱荏原製作所入社 ㈱循環社会ビジネス研究所入社 大阪大学 特任教授（現任） アマタ㈱取締役就任（現任） 国際連合大学 Z E F プログラムコーディネーター（現任） 東京大学サステイナビリティ学連携研究機構 特任研究員（現任）	（注）1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有するアミタの株式数（割り当てられる当社の株式数）（株）
常勤監査役	-	山本 茂樹	昭和34年 8月18日	平成 3年 8月 平成 6年 4月 平成10年 4月 平成13年 6月 平成14年 6月 平成15年 4月 平成16年 4月 平成16年 6月	日本リサイクル運動市民の会（現らでいっしゅぼーや(株)）勤務 アミタ(株)入社 同社社長室室長 同社取締役管理本部長 同社経営企画室 環境ナレッジマネージャー 同社認証事業部長 同社本社営業部 主席エキスパート 同社監査役就任（現任）	(注) 2	-
監査役	-	中川 雅文	昭和24年10月 3日	昭和48年 4月 昭和55年 8月 昭和58年 4月 昭和60年11月 昭和63年11月 平成19年 4月 平成21年 3月	(株)日本興行銀行入行 公認会計士坪井共同監査事務所（現法人名・あずさ監査法人）入所 公認会計士登録（現任） 中川公認会計士事務所開設 税理士登録（現任） サイボウズ(株)監査役就任（現任） アミタ(株)監査役就任（現任）	(注) 2	-
監査役	-	名越 秀夫	昭和30年 3月 2日	昭和58年 4月 平成 4年11月 平成20年 3月 平成21年 3月	弁護士登録（現任） 生田・名越法律特許事務所開設 ソフトブレーション(株)監査役就任（現任） アミタ(株)監査役就任（現任）	(注) 2	-

- (注) 1 取締役の任期は、平成22年 1月 4日である当社の設立日より、平成22年12月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
- 2 監査役の任期は、平成22年 1月 4日である当社の設立日より、平成25年12月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
- 3 取締役 竹林征雄は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 監査役 中川雅文及び名越秀夫は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
- 5 役名は、本届出書提出日現在において決定している役名を記載しています。
- 6 所有するアミタの株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る割当ての内容を勘案して作成しております。よって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、「感じることはできない『信頼』を形にして、『安心できる社会』を構築する」という基本理念のもとで、経営の効率性、健全性及び透明性の確保と向上を図っていく予定であります。コンプライアンスを強化しつつ、株主・顧客・企業価値を最大化すべく体制の整備に努めてまいります。

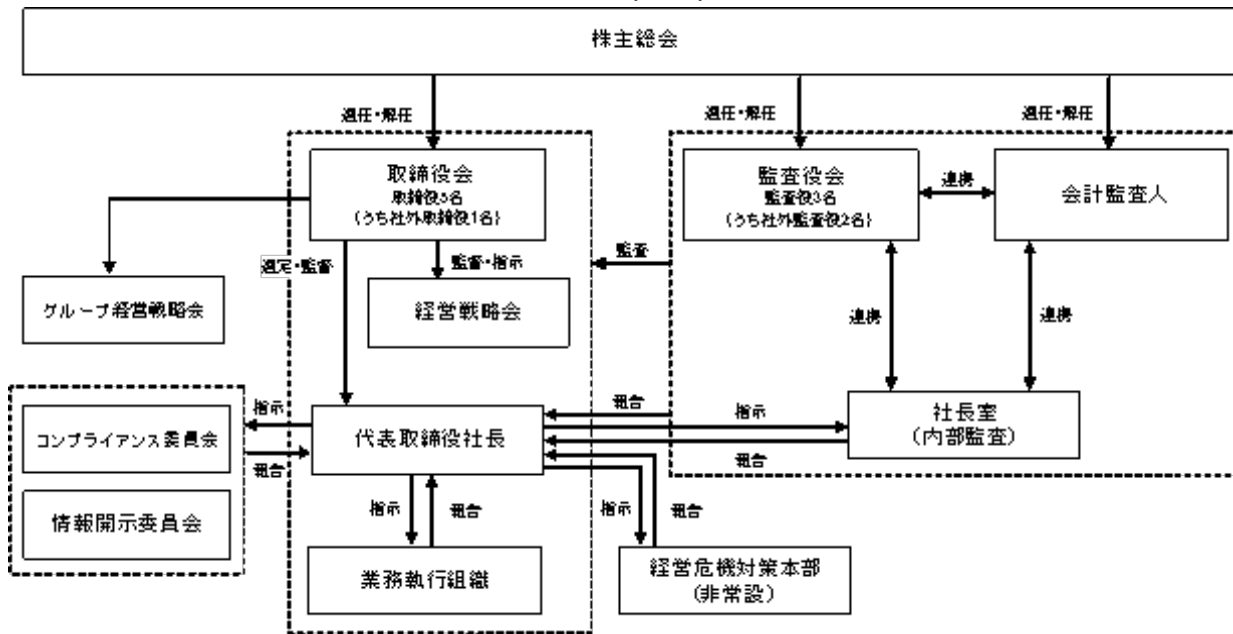
業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は監査役制度採用会社であり、取締役5名のうち、社外取締役は1名とし、3名の監査役を置く予定であります。取締役の業務執行及び監視は社外取締役が出席する取締役会と監査役が行う予定であります。

また、経営の意思決定が組織的な活動としてタイムリーに実践できるよう、経営戦略会を設け常に情報の共有化を図っていく予定であります。

監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと監査役会規定並びに監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等を立案し、取締役の職務執行全般に亘って監査を行うため、取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議である経営戦略会にも常時出席する予定であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図（予定）は以下のとおりです。



内部統制システムにの整備について

当社及び当社グループは、「感じることはできない『信頼』を形にして、『安心できる社会』を構築する」という基本理念と経営理念である「Our Mission」に則ったアミタ行動規範を制定し、アミタ企業文化の行動原則としております。内部統制についてはこのアミタ行動規範に基づき、適正な業務執行体制を整備する社内規程を整備し稟議制度を運用して、社内における統制並びに牽制機能を保持するように努めてまいります。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、管理部が主管部署として全社的なリスクマネジメント及び各種規程等の整備運用を推進し、リスク主管部門がリスク情報を収集していく予定であります。また、主な事業所ではISO14001に基づく業務改善サイクルを回すことで諸法令への準拠性を確認するとともに、随時にリスクの所在とその大きさ及びそれに対する対策を検討する予定であります。

#### 役員報酬の内容

当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額300,000,000円以内、監査役の報酬限度額は、年額30,000,000円以内とする予定であります。

#### 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定であります。但し、その場合当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上で、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする予定であります。

#### 監査役と内部監査及び会計監査について

監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行全般に亘って監査を行い、取締役会に出席するほか、重要会議である経営戦略会にも常時出席する予定であります。

金融商品取引法に基づく監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定であります。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携がコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるとの認識から、三者間での重要情報の共有に努める予定であります。毎年、監査計画段階に加え、監査実施過程での協議も随時実施する予定であります。

#### 社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係

取締役のうち竹林征雄が社外取締役であり、当社の設立日（平成22年1月4日）において当社との間に特別の利害関係が生じる予定はありません。

監査役のうち中川雅文及び名越秀夫が社外監査役であり、当社の設立日（平成22年1月4日）において当社との間に特別の利害が生じる予定はありません。

#### 取締役の定款

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定める予定であります。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、累積投票によらずに、議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### (イ) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定める予定であります。

##### (ロ) 中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨定款に定める予定であります。

(ハ) 取締役及び監査役の会社に対する損害賠償責任の軽減

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定める予定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定でありませ

## 第5【経理の状況】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアマタの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成21年3月30日提出）及び四半期報告書（平成21年5月14日及び平成21年8月13日提出）をご参照下さい。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	12月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	該当事項ありません。
株主名簿管理人	該当事項ありません。
取次所	該当事項ありません。
名義書換手数料	該当事項ありません。
新券交付手数料	該当事項ありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	該当事項ありません。
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができないやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して公告する。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。



## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自平成20年1月1日 至平成20年12月31日）  
平成21年3月30日関東財務局長に提出。

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第1四半期（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）  
平成21年5月14日関東財務局長に提出。  
事業年度 第33期第2四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）  
平成21年8月13日関東財務局長に提出。

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年9月9日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成21年7月24日に関東財務局長に提出。

##### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記の臨時報告書の訂正届出書）を平成21年8月25日に関東財務局に提出。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

アマタ株式会社 本店  
（東京都千代田区三番町28番地）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

## 第六部【株式公開情報】

## 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

## 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるアマタの平成21年6月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
熊野 英介	東京都新宿区	186,470	32.00
アマタ社員持株会	東京都千代田区三番町28	47,430	8.14
柴谷 誠	大阪府泉大津市	22,900	3.93
常磐合同産業株式会社	東京都中央区京橋3 - 6 - 12	21,000	3.60
福永 秀昭	兵庫県姫路市	18,200	3.12
株式会社サスティナブル・インベスター	沖縄県名護市大西1 - 20 - 12	17,000	2.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1	13,000	2.23
株式会社みずほ銀行	東京都中央区晴海1 - 8 - 12	10,000	1.71
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1 - 1 - 2	10,000	1.71
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 - 6 - 6	10,000	1.71
ウエストアジアコーポレーション有限公司	兵庫県芦屋市西芦屋町3 - 3	10,000	1.71
計	-	366,000	62.82